

東京都環境審議会
水質土壌部会（第2回）

平成25年11月29日（金）

首都大学東京荒川キャンパス 管理棟2階 中会議室

(午前10時00分開会)

○上田環境政策課長 おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回「水質土壌部会」を開会いたします。
委員の皆様には、お忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。
改めまして、昨日に引き続きましてでございますが、環境局環境政策部環境政策課長の上田でございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、お手元に配付いたしました資料の御確認をお願ひしたいと思ひます。

昨日の資料のほかに、本日の次第といたしまして「東京都環境審議会水質土壌部会（第2回）会議次第」というものをおつけしてございます。

めくっていただきますと、A4横のカラー刷りの図でございますけれども、資料1ということで、この後、御視察いただきます「現地視察ルート」。

資料2といたしましては、ホッチキスどめでございますけれども「荒川区東尾久におけるダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定の考え方（案）」でございます。

それから、参考資料といたしまして、まず、1つ目が昨日の総会で御案内をいたしました諮問文でございます。

参考資料2につきましては、会長より水質土壌部会長宛てに部会に付議する旨の文書をつけてございます。

参考資料3につきましては「東京都環境審議会 水質土壌部会委員名簿」をおつけしてございます。

参考資料4は、環境基本法以下、関係法令等を綴った資料でございます。

過不足等がございましたら、お知らせをいただければと思ひます。

よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、本日の委員の方々の出席につきまして、お知らせをいたします。

当部会の構成員は7名でございますが、本日は4名御出席ということでございまして、審議会規則に定める定足数の過半数の4名に達していることを御報告いたします。

事務局からは以上でございます。

それでは、ここからの進行につきましては、古米部会長にお願ひしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○古米部会長 それでは、第2回「水質土壌部会」を開会させていただきたいと思ひます。

「ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定について」ということで、環境審議会から当部会のほうに付議されまして、昨日、早速、第1回目の水質土壌部会で審議いたしましたところです。

先ほど、事務局からありましたように、今日は現場を見ますけれども、昨日の指定の内容について御意見を申し上げたことを受けて、本日はその部会の意見を踏まえた形で案というものが整理されてきておりますので、その審議を行います。

それでは、開会に当たりまして、島田環境改善技術担当部長より御挨拶をお願いいたします。

○島田環境改善技術担当部長 昨日は大変ありがとうございました。

また、連日という日程の中で、現地までお運びいただきまして、大変申しわけございません。

本日は、ちょっと風が冷たい中ですが、これから御視察をいただきます。

ポイントごとに担当の者から説明をさせていただきますので、何か不明な点がございましたら、現場でも結構でございます。また戻ってきてからでも結構でございますので、どうぞその点、よろしくをお願いいたします。

本日は、よろしくをお願いいたします。

○古米部会長 それでは、本日は、議事に入る前に、今、御説明がありましたように、指定地域（案）の現場をご覧いただきたいと思います。現場の様子を踏まえて、改めてその後の審議を進めていくというように考えたいと存じます。

それでは、現地視察の行程について、事務局から御説明をお願いいたします。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 ダイオキシン汚染対策担当課長の関でございます。

よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の視察ルートの御説明をさせていただきます。

お手元にごございます資料1「現地視察ルート」をご覧ください。

着席をして説明をさせていただきます。

現在、皆様がおられます場所は、地図の左下「首都大学東京荒川キャンパス」でございます。

こちらを出発いたしまして、徒歩で御移動いただきまして、まず、東尾久運動場多目的広場、地図の中ほどでございますが、こちらの基準超過区画をご覧いただきます。こちらでは、基準超過区画のところを立入禁止柵を設けてございます。

こちらでは、立入禁止の柵の中には入りませんが、南側の区道に面したのり面の部

分、それからグラウンドの一部に飛散防止のシートがかけられている様子につきまして、柵の外側からご覧いただくことができます。

そこから、徒歩で「都立尾久の原公園」に移動いただきまして、立入禁止の柵の中にございます基準超過区画の中をご覧いただきますが、立入禁止の柵の中に入ってご覧をいただきます。

南側の基準超過区画、7区画がございます状況をまずご覧いただきまして、その後、公園の北側に徒歩で御移動いただきます。公園の中に池がございますけれども、こちらとんぼ池の脇がございます基準超過区画、1区画をご覧いただきます。

その後、立入禁止区域内を出ていただきまして、北のほうに移動いただいて、隅田川沿いの道路で車にお乗りいただき、当会場にそのままお戻りいただくというルートでございますが、車中から下水道局の東尾久浄化センターの様子なども少しご覧いただくことができます。

以上、45分程度の行程となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これから現地の視察に参りますので、貴重品ですとか、筆記用具等、必要なものだけをお持ちいただければと思います。

事務局が外まで御案内をいたします。

よろしく願いいたします。

(現地視察)

○古米部会長 それでは、また議事に戻りたいと思います。

改めて、事務局のほうからダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定（案）について、御説明をお願いいたします。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 では、私から御説明をさせていただきます。

資料の御説明に入ります前に、昨日の振り返りと申しますか、いただいた御指摘の確認ですけれども、昨日の御審議の中で、当該隣接敷地全体について、将来的な土地の掘削の可能性を見据えて、今後、対策地域の対策計画を策定することとあわせて、リスク管理に関する検討を行っていくべき、あるいはそういった敷地全体のリスク管理について、対策計画の中に盛り込むべきといった御意見を頂戴したところかと思っております。

この点につきましては、今後、整理をし、また改めて御説明の機会を頂戴できればと存じ

ます。

本日は、昨日の部会でも添付いたしました対策地域の指定の考え方（案）を再度添付させていただきます。

対策地域の指定の考え方そのものにつきましては、昨日、御説明を申し上げたとおりでございますが、若干、補足の御説明をさせていただければと思います。

お手元に、昨日の第1回の部会の資料があるかと思うのですが、そちらの部会資料の参考資料2でございます。土壌調査測定マニュアルのほうをご覧ください。

でございますでしょうか。

参考資料2です。土壌調査測定マニュアルがございますけれども、調査の方法について、少し補足の御説明をさせていただきます。

こちらのマニュアルの抜粋の一番下に、4.2試料採取ということでございます。

昨日の御説明の中で、表層の土壌の調査の結果を御説明させていただいたところですが、こちらの表層の調査の方法でございますけれども、5地点の混合方式ということで御説明をさせていただきましたが、その表層の深さにつきましては、こちらに原則としてとございますが、表層5cmということで記載をしてございます。こちらの表層から5cmの土壌について、5地点混合方式で行った調査結果が、昨日、御説明をさせていただいた調査結果、4月4日に報道発表させていただきましたが、そういった調査結果になっておるところでございますので、補足で御説明をさせていただきます。

簡単でございますが、考え方につきましては、昨日、御説明をさせていただいたとおりでございますので、御説明は以上でございます。

○古米部会長 今、事務局のほうから説明がありました対策地域の指定案についてでございますが、先ほど、実際、現場を見てまいりましたので、それを踏まえて、何か御意見・御質問があれば、お願いしたいと存じます。

いかがでしょうか。

お願いします。

○中杉委員 今、御説明をいただいたことに関連してですが、資料2の（1）の「ダイオキシン類による土壌の汚染の状況が環境基準を満たさない地域」というのは、今、御説明いただいた参考資料2、4.2の原則として表層5cmの土壌は基準を満たさないと解釈してよろしいということですね。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 はい。

○古米部会長 ほかにいかがでしょうか。

範囲と設定方法、具体的な指定の範囲は2ページ目、3ページ目、それぞれの公園の部分と運動場の部分について、お示しいただいております。

お願いいたします。

○中杉委員 土壤汚染対策法の規定に従って、その制約の中でということになると、こういう対策地域の範囲の指定をせざるを得ないのかなと思います。

昨日、議論になったような問題を踏まえると、もう少し対策地域を広くとっておくほうが望ましいのかなということを考えますけれども、ダイオキシン対策特別措置法の規定から言うと、この考え方で行かざるを得ないのかなと判断をいたします。

○古米部会長 私、法律のほうの確認ですけれども、法律上は「基準を満たさない地域であって」と書いてあるので、法律を読むと、それを超えていないのに、指定の地域にすることができないということ。

○島田環境改善技術担当部長 資料2の1の(1)、(2)の要件でございますので。

○古米部会長 では、あくまでも、それはしないとけないという表現ではなくて、できるということになっているので、それ以外で満たしているのだけれども、基準値に近いので、指定地域にするということは法律違反になる。

○島田環境改善技術担当部長 法的にはできない。

○古米部会長 法的にはできないということですね。

要は、これはあくまでも法律にのっとって指定をし、対策を考えなさいという、法律の求めなので、それ以外のところを指定地域に組み入れることは許されないということですね。

○島田環境改善技術担当部長 多分できません。

○古米部会長 いや、確認です。

○中杉委員 排水基準などは上乘せ基準を設定することができるという、あれも法律上そうになっているわけですね。だから、あちらはできるけれども、こちらは上乘せということはそれに書いていないのでできないということですね。

○島田環境改善技術担当部長 はい。

○古米部会長 先ほどの表層の5cmというのは、あくまでも「原則として」という表現がついています。基本的には5cmが一番妥当な範囲だと思いますけれども、この「原則として」とついた背景というのは何かあるのですか。

中杉先生に聞いたほうが分かりやすい。

○中杉委員 ダイオキシン類対策措置法は、議員立法でしたので、余り審議会で議論をしてという話ではないのですね。

○古米部会長 原則としてつけておいたほうが柔軟性があっていいと。

○中杉委員 基本的には、ダイオキシンの土壤環境基準を設定したときの想定のリスクは、直接口に入れることによるリスクですから、表層の土壤のより、要するに下の土壤というのは、そういう可能性はないということで、基本的には表層5cmの土壤を調べましょうということになったのだと思います。

今回も、そういう意味では、あそこの場所のリスクを考えると、そういうことでよろしいのかなというような判断をします。

○古米部会長 一方で、その上の記述で深度範囲の確定というのは、5cmはとにかく測定するのだけでも、基準値を超えたときにはさらに深いほうもという意味で。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 対策の範囲を確定するという意味で、深さ方向がどこまで広がっているのかというものを確認した上で。

○古米部会長 汚染の範囲を調査するための方法論として記載がある。

○関ダイオキシン汚染対策担当課長 そういうことでございます。

○中杉委員 掘削除去をする対策をやるときには、深さ方向を調べないといけない。

○古米部会長 どこまで。

○中杉委員 そういう意味での調査。

○古米部会長 その除去するというか、対策のための情報として、しっかり調査すべき内容として、調査方法がマニュアル化されているということですね。

○島田環境改善技術担当部長 平面方向と深さ方向という。

○古米部会長 資料2ということで、昨日と同じですけれども、今回、現場を見せていただきましたが、ほかに何かお気づきの点だとかございますでしょうか。

最終的にこの案を水質土壤部会で一応議論し、最終的には環境審議会に部会からの答申ということで出すということになるかと思えます。

特に、ほかにございますでしょうか。

それでは、今回、御提示いただきました資料2に書いてあります対策地域指定の考え方ということ、このまとめ方で、次回の環境審議会総会に報告したいと思えます。

その中で、可能な範囲内では、指定地域としては法律にのっとって可能な範囲内で対策地域を指定している。

ただ、昨日の部会でも出ましたけれども、指定地域だけに対策をするというようなことではなくて、敷地全体のリスク管理も踏まえた形で対策計画を考える前提で、法律上の対策地域を指定したということで御報告すればいいかなと思います。

今日と、昨日の部会で審議を行いましたけれども、その内容も踏まえて御報告したいと思っています。

一応、今日予定されている議事は以上でございます。ほかに何か委員の方で御発言があれば、お願いしたいと思いますし、なければ、事務局のほうにお戻ししたいと思います。

○上田環境政策課長 御審議ありがとうございました。

次回の第40回東京都環境審議会につきましては、現在、委員の皆様と日程を調整させていただいているところでございます。

日程が確定しましたら、御案内をさせていただきたいと思っております。

御多忙のところ、大変恐縮でございますが、その節は御出席のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これをもちまして、第2回「水質土壌部会」を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時10分閉会)